



外見上の前兆や自覚状態に基づく健康状態の把握

健康起因事故は重大事故につながりやすく、各事業者はドライバーの健康状態を良好に保ち、安全確保に向けて取り組まなければなりません。事故防止策として、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル(以下、マニュアル)」に沿って、運送事業者によるドライバーの健康増進・管理について紹介します。今回は「外見上の前兆や自覚状態に基づく健康状態の把握」をテーマに、マニュアルで運送事業者に義務付けられている内容、さらに進んだ健康管理を実践するためのポイントについて、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の花島健吾上級主任研究員に解説してもらいます。

病気の前兆を見逃さず、医師の診断を受けさせるのが義務

マニュアルでは、安全な運転ができない恐れがある特定の疾病について言及しており、下記のように疾病にかかる外見上の前兆や自覚症状にどのようなものがあるか挙げています。運行管理者には、安全運転に支障をきたすようなドライバーの前兆に気づいた際は、医師の診断や面接指導を受けさせることが義務付けられています。

自動車の運転に支障をおよぼす恐れがある一定の病気等とその前兆・自覚症状

脳疾患	くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	麻痺・しびれ ・片方の手足、顔半分、麻痺 ・しびれ ・力はあるのに立てない、歩けない 言語の障害 ・ろれつが回らない、言葉がでない ・他人の言うことが理解できない 知覚の障害 ・片方の目が見えない ・物が二つに見える
心臓疾患	虚血性心疾患 (心筋梗塞・狭心症)	・胸が痛い、胸が圧迫される、締め付けられる
	心不全	・尿量が減る ・体重が増える ・足のむくみ ・息切れ、呼吸がしにくい ・消化器症状(食欲低下、吐き気、消化不良、身体がだるい、肝臓のあたりが重いなど)
	不整脈	・脈が飛ぶ、胸部の不快感、動悸、めまい ・重篤になると吐き気や冷や汗、意識が遠くなる(失神状態)
統合失調症		・独り言、空笑いをする ・会話にまともがない ・落ち着きがない ・意味不明の唐突な行動をする ・目がすわり、表情が乏しい

※本表においては一部の疾病について抜粋して記載しています。特定の疾病について必ずマニュアル本文をご確認ください。



●手のしびれ



●胸が痛い



●ろれつが回らない



●めまい



●冷や汗

ドライバーの異常を見逃さない、4つのポイント

①“最後の砦”という心構えで点呼

安全上の指示と並んで、点呼の重要な役割のひとつが「ドライバーの観察」です。ドライバーに先ほど挙げたような外見上の異常が現れている場合には、点呼時に適切に把握して、乗務の中止などの判断を行う必要があります。点呼は安全な運転が

できない状態のドライバーを、乗務の直前で止めることができる“最後の砦”です。点呼時にドライバーの異常に気づくためには、普段からドライバーの様子に気を配り、しっかりと観察する習慣をつけましょう。

②健康把握にテクノロジーを活用

外見上の異常を目視だけで確実に把握するには、恐らく不安もあると思います。現在は、ドライバーの脈拍や血圧、睡眠状態などの生体データを収集・一元管理して、健康状態の把握を補助してくれるツールがあります。こうしたテクノロジーも積極的に活用しましょう。



③自覚症状を申告しやすい環境づくり

自覚症状の中には、頭痛や手足のしびれなど外見では判断できないものも少なくありません。運行管理者がこれらを知るには、ドライバーが自覚症状を感じた段階で申告してもらうより他ありません。しかし、ドライバーは多少の不調を感じても「まあ、大丈夫だろう」と軽く考えてしまうことが大いにあります。それは、人間が持つ正常性バイアスという心理状態が働き、異常が

あっても正常だと思込もうとするためです。そうすると、自分から言い出してくることに期待ができないため、前号で解説したヒアリングの機会などを設けて「最近調子が悪いところはないですか?」などと声をかけ、申告しやすい環境を作ることが重要です。

④不安を取り除くためのメッセージを出し続ける

ドライバーにはっきりと自覚症状があっても、なかなか申告や受診には至らないケースがあります。その背景には、「病気が発覚することで乗務ができなくなるのではないか?」という不安があるからです。それを取り除くためには、「早く診断を受けて

適切な治療を行うことが、結果的には長く乗務を続けることにつながるというメッセージを普段から出し続けることが重要です。運行管理者は、ドライバーの健康状態の把握と申告しやすい環境づくりのために不断の努力が必要です。

日頃からドライバーの様子を観察し、異常を見逃さないようにしましょう!

日野自動車は、ドライバーの状態を常時確認し安全確保に貢献。

〈ドライバー異常時対応システム〉EDSS:Emergency Driving Stop System ドライバーの異常を検知し、車両を停止。

ドライバーに急病などの異常が発生した際、ドライバー席スイッチを押すか、客席上部に設置された客席スイッチを押すことで、車両が徐々に速度を落として停止。また、日野セレガではEDSSスイッチが押されない場合でも、ドライバーモニターの機能によってドライバーの異常を検知し、さらに車両が走行車線からはみ出して車線逸脱警報が作動すると、システムが作動して速度を徐々に落として停止させます。



ドライバー席スイッチ(内蔵ランプが点灯)

※日野セレガに標準装備(自動検知式)、日野ブルーリボン、日野レンボのディーゼル車に標準装備(非常ブレーキスイッチ式) ※自車速度が60km/hを下回る時、ドライバーモニターが顔を認識できない時、車線逸脱警報が正常に作動しない時は、EDSSが正常に作動しない場合があります。詳しくは、Webまたは販売会社にお問い合わせください。 ※このシステム・装備は安全運転を支援、サポートするための装置です。必ずしも事故を防止するものではありません。